

# 化粧品製造業の許可

## ◎許可要件

- 製造が保健衛生上支障なく行われることを確保するために、製造業の構造設備の状況、人的適確性等を審査して製造所ごとに許可を与える(製造所の所在地の都道府県知事に委任)

## ○構造設備(一般区分の化粧品)

- 製品を製造するのに必要な設備及び器具
- 作業環境(換気、清潔、防じん、防虫、床、廃水など)
- 製品、原料、資材の貯蔵設備
- 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具

## ○人的要件

- 責任技術者の設置(薬剤師など)

※実地調査あり

※許可の更新・・・5年毎

# 化粧品製造業許可申請

## ○添付書類

- 登記事項証明書
- 業務分掌表
- 申請者の医師の診断書
- 責任技術者の雇用契約を証する書類
- 責任技術者の資格を証する書類
- 構造設備の概要一覧表(別紙参照)
- 製造設備器具一覧表
- 試験検査器具一覧表
- 他の試験検査機関等の利用概要及び契約書の写し
- 製造所の配置図
- 製造所の平面図
- 製造しようとする品目の一覧表及び代表一品目の製造工程に関する書類
- 製造所の案内図